

「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）」抜粋
（統計データの二次利用関係）

第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4. 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

ア 現状・課題等

諸外国では、従来から、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供（以下「二次的利用」という。）に関する制度を整備し、学研究等のための利用に供しているのに対し、わが国においては、統計調査によって収集された公的統計の調査票情報は、原則として作成機関があらかじめ定めた統計表の形でのみ集計し、公表することとされてきた。しかし、統計に対するニーズが多様化・高度化する中で、こうした利用形態だけでは、利用者のニーズに十分応えられなくなっている。

このため、統計法において二次的利用に係る規定が新たに追加され、二次的利用の制度が整備された。

一方、各府省では具体的なニーズが明確でない中、二次的利用に係る業務に対応するための十分な統計リソースを確保することが困難な状況にある。しかしながら、研究者等による、より高度かつ多様な研究分析等を通じて、統計が学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与することが強く期待されていることから、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要となっている。

イ 取組の方向性

二次的利用に係るガイドラインに基づき、平成 21 年度から、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に開始し、平成 22 年度以降、順次、二次的利用の対象となる統計調査やサービスを拡大する。

また、二次的利用制度の利用希望者がどのような調査のいかなるサービスをどこから受けることができるか事前に知ることができるよう、毎年度当初に二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。

さらに、府省によっては自ら二次的利用のサービスを実施することが困難な場合も想定されることから、統計法第 37 条に基づきオーダーメイド集計及び匿名データの提供に係る事務の全部を委託できる独立行政法人等（以下「政令指定法人」という。）の活用に向けて必要な措置を講じる。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供</p>	<p>秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績（申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等）を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 <p>総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。</p>	各府省	平成21年度から実施する。